議案第86号資料

街づくり計画部狭山ケ丘区画整理事務所・ 所沢駅西口区画整理事務所

1 事 業 名

所沢都市計画事業狭山ケ丘土地区画整理事業施行に関する条例及び所沢 都市計画事業所沢駅西口土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正

2 事業の概要

財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部改正に伴い、清算金の分割徴収に付すべき利率を適用する資金の名称について所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の規定の改正 が必要となる。

4 市民参加の実施の有無とその内容なし

5 関係法令、基本計画との整合性

財政融資資金法、土地区画整理法、土地区画整理法施行令、財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

• 新旧対照表

◎所沢都市計画事業狭山ケ丘土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正 (第1条関係)

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第27条 略

- 2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合にお ける清算金に付すべき利子の利率は、次の各号に掲げる清算金の区分 に応じ、それぞれ当該各号に定める利率とし、第1回に分割徴収し、 又は分割交付すべき日の翌日から付するものとする。
- (1) 分割徴収する清算金 法第103条第4項の規定による換地処分 の公告の日の翌日における財政融資資金(財政融資資金法(昭和 26年法律第100号) 第2条の財政融資資金をいう。) の貸付利 率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率(当該利 率が法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日の翌日に おける法定利率を超えるときは、当該法定利率とする。)

ア〜エ 略

(2) 略

 $3\sim9$ 略

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第27条 略

- 2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合にお ける清算金に付すべき利子の利率は、次の各号に掲げる清算金の区分 に応じ、それぞれ当該各号に定める利率とし、第1回に分割徴収し、 又は分割交付すべき日の翌日から付するものとする。
- (1) 分割徴収する清算金 法第103条第4項の規定による換地処分 の公告の日の翌日における普通地方長期資金(財政融資資金の管理 及び運用の手続に関する規則(昭和49年大蔵省令第42号)第 15条第2項に規定する普通地方長期資金をいう。)の貸付利率の うち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率(当該利率が 法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日の翌日におけ る法定利率を超えるときは、当該法定利率とする。)

ア〜エ 略

(2) 略

 $3 \sim 9$ 略

◎所沢都市計画事業所沢駅西口土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正(第2条関係)

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第27条 略

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第27条 略

2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付するときにお 2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付するときにお

(1) 分割徴収する清算金 法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日の翌日における財政融資資金(財政融資資金法(昭和26年法律第100号)第2条の財政融資資金をいう。)の貸付利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率(当該利率が法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日の翌日における法定利率を超えるときは、当該法定利率)

ア〜エ 略

(2) 略

 $3 \sim 9$ 略

ける清算金に付すべき利子の利率は、次の各号に掲げる清算金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める利率とし、第1回の分割徴収し、 又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。

(1) 分割徴収する清算金 法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日の翌日における<u>普通地方長期資金(財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則(昭和49年大蔵省令第42号)第15条第2項に規定する普通地方長期資金をいう。)の貸付利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率(当該利率が法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日の翌日における法定利率を超えるときは、当該法定利率)</u>

ア〜エ 略

(2) 略

3~9 略